

(6)大規模災害時の火葬業務体制の確立

1月31日現在での震災による火葬状況は、死亡者の内、市内斎場での火葬が約6割で、残り約4割が他都市斎場で、その内約4割以上が県外の斎場で火葬されている。

また、厚生省が1月26日現在で都道府県を通じて調査された結果では、北は宮城県から南は鹿児島県まで、全国34都府県で遺体の火葬が行われた。

この数字は、大規模な災害においては広域的な火葬が行われることを表している。

今回の震災では、冬季で低温であったため遺体の保存という面では良かったが、条件の悪い季節を想定すると、より迅速な遺体の火葬が必要になってくる。そのためには大規模災害時における迅速な火葬業務体制のあり方について、以下の数点について今後研究する必要がある。

ア 広域的な斎場利用のシステムづくり

(調整窓口の設置、斎場情報の収集・提供、斎場利用方法のマニュアル化等)

イ 遺体搬送手段の検討

(自衛隊車両・ボランティア車両等の利用、利用マニュアルの作成、搬送従事者の確保、交通渋滞対策等)

ウ 遺族等に対する斎場、搬送手段についての情報提供

(データの収集・提供方法の検討、相談窓口の設置等)

エ 関係機関との情報収集・提供、連絡調整

(連絡調整手段の確保ーハード面・ソフト面等)

オ 必要物品の調達システムの確立等

表IV-2-2 遺体火葬状況

1月31日現在

| | | | |
|----------|-------|-------|---------|
| 市営斎場 | 鶴越斎場 | 1,384 | 計 2,181 |
| | 西神斎場 | 452 | |
| | 甲南斎場 | 345 | |
| 神戸市他都市依頼 | | 366 | |
| 遺族 | 県下 | 765 | 計 1,313 |
| | 他都市依頼 | 548 | |
| 計 | | 3,860 | |

※ 1月31日現在 県警発表による災害死亡者数 3,605人 行方不明 12人

3 火葬相談窓口の設置

県警発表による震災による死亡者の数が増加する一方で、死者の数が24日では3,500人を超えており、地震から1週間を経過した時点でもまだかなりの遺体が火葬待ちの状態にあった。

遺体の火葬については、国、県からの指導や協力の下、遺族への他都市斎場の情報提供、遺体搬送ボランティアの紹介や市の直接実施による他都市斎場での火葬を行っていたが、なかなか、先が見えてこない状況であった。

そうした中、23日に厚生省生活衛生局企画課から電話をいただいた。内容は、まだ、

未火葬の遺体がかなり残されており、厚生省としては、それら火葬に全面的にバックアップしたい。その一環として、遺族や葬祭業者に対して、斎場の情報や遺体搬送についての情報提供を今以上に積極的に行う必要があるため、市と共同で相談窓口を神戸市役所内に設置したいとのことであった。国、県とも調整する中で相談窓口については、衛生局斎園課内に設置することとなった。また相談員としては、厚生省から本省職員と神戸防疫所の職員2名が常駐して当たることとなり、斎園課の職員も協力することとなった。

25日に窓口を設置して以来、閉鎖するまでに相談窓口で対応した相談件数は26件でいずれも電話による相談であった。

内容は、遺族からの火葬相談が11件のほか、自治体からの火葬協力の申し出が2件また遺体搬送ボランティアの申し出が3件、その他マスコミ取材等10件であった。

震災による死亡者の火葬業務の目処がついてきた1月31日、火葬相談窓口は閉鎖された。

4 災害救助法に基づく埋葬費の清算

災害救助法の規定では、災害の際に死亡した者について、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、遺体の埋葬（通常は火葬）を行うことが困難な場合、または死亡した者の遺族がいない場合に、応急的な措置として、救助実施機関（神戸市）が遺族に代わって行うこととしている。

この場合の火葬内容としては、①棺の支給、②骨つぼの支給、③火葬等の役務提供となっている。

今回の震災においても、各遺体安置所における棺の提供、市内斎場での火葬料金の免除、骨つぼの支給、他都市斎場を利用した火葬を市は行った。

しかし、災害規模が大きく、一時に多くの死亡者が発生し、それに加えて社会システムの混乱もあって市だけでは、遺族が火葬の困難なケースの全てに対して、対応できる状況でなかった。

そのため、遺族に対して、遺体の引き取りと火葬業務を、やむを得ず依頼することが多かった。

そこで、震災による遺体の火葬が一段落した時期から、遺族が実施した火葬に要した経費についても市が実施したと同様に、災害救助法の対象とし、費用弁償が受けられるよう、国、県に対して要望活動を行った。

前例がないとのことであったが、災害の規模や当時の状況を踏まえて、遺族が救助実施機関である市の依頼を受けて実施したケースや市が遺族に代わり葬祭業者に依頼したケースについても、災害救助法の対象となることとなり、実費弁償が可能となった。

しかし、清算事務を開始するに当たっては、参考となる事例がなく、書式の作成についても県の指導を受けながら検討を加えた。また、災害救助法で規定する「混乱期」を何日までするかも、議論があったが、市内斎場における火葬件数、遺体安置所の解消時期等から、2月8日までとした。

遺族に対しては、4月初めに広報紙、マスコミを利用して広報を行った上で、4月11日～4月24日の期間で清算事務の受付を行った。